

公立大学法人山梨県立大学特任教員設置規程

(平成22年4月1日制定 法人3217号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学基本規則第38条第2項の規定に基づき、特任教員の設置について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 特任教員とは、本学の教育・研究の充実を図るために学生指導・共同研究等を行う目的で、一定の期間、本学の教員に準じた活動を行う者をいう。

2 特任教員は、公立大学法人山梨県立大学教員選考規程第4条（教授の資格）に相当する特任教授、同規程第5条（准教授の資格）に相当する特任准教授、同規程第6条（講師の資格）に相当する特任講師のいずれかとする。

3 センターとは、公立大学法人山梨県立大学基本規則に定める地域研究交流センター、キャリアサポートセンター及び保健センターをいう。

(推薦、手続及び決定)

第3条 各学部長及び研究科長は、前条に該当すると認められる者がいるときは、人事教授会又は研究科教授会の議を経て、理事長に推薦することができる。

2 前項の規定は、センターに準用する。この場合において、前項中「学部長及び研究科長」とあるのは「センター長」と、「人事教授会又は研究科教授会」とあるのは「運営委員会」と読み替える。

3 理事長は、前2項の推薦があったとき又は理事長が適任と認める者がいるときは、教育研究審議会の議を経て、特任教員を決定する。

(委嘱)

第4条 特任教員の委嘱は、理事長が行う。

(職務及び就業)

第5条 特任教員は、次の職務を行うものとする。

- (1) 講義、実習、演習、卒論指導及び学内各種事業
- (2) その他理事長が指定する事項

2 特任教員の就業に関しては、その性質上特任教員に適用できない条項を除き、公立大学法人山梨県立大学教職員就業規則の規定を準用する。

(報酬等)

第6条 特任教員の報酬は、その業務の内容、勤務態様等を考慮して、理事長が決定する。

2 特任教員の任期は3年以内とし、再任を妨げない。ただし、任期は通算して5年を限度とする。

(便宜供与)

第7条 本学は、特任教員に対し、次の各号に掲げる便宜を供与する。

- (1) 本学図書館の利用
- (2) 教育研究に必要な施設及び設備の利用
- (3) その他、特任教員としての活動に必要なもの

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、特任教員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則
この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成23年2月24日から施行する。

附 則
この規程は、平成24年1月4日から施行する。

附 則
この規程は、平成24年3月5日から施行する。

附 則
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成28年4月1日から施行する。